

分野2 保健・医療の推進

＜現状と課題＞

子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見が図られる体制や、きめ細か~~い~~な相談を受けられる体制が必要です。

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療機関に対して一層促進す求める必要があります。

精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その負担軽減を求める声が寄せられています。

あわせて、難病患者についても、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

◆基本方針

基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図ります。

基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

◆基本施策

- 基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
- 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策3 精神保健・医療の充実
- 基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

◆基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図ります。

<重点取組>

◆妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆母子関連マススクリーニング検査

新生児や乳幼児を対象にした障がいの原因となる疾病を早期に発見し、発症を未然に防止するためのマススクリーニング検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行い、早期治療に結びつけます。また、母子保健情報を共有するとともに、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センターおよび衛生研究所との緊密な連携により、

迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。

◆乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児
の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、
視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な
指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、
育児に関する指導を行い、~~もって~~乳幼児の健康の保持及び増進
を図ります。

~~◆子どものこころとからだに関する医療提供体制の充実~~

~~障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療育や重複障
がい児への適切な医療支援体制を構築するため、平成27年4月
に児童心療センターと発達医療センターの機能を統合した
(仮称)子ども心身医療センターを開設します。~~

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする
各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実
を図ります。
- ~~○ 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)に基づき、難病
患者の方に対する医療の充実を図るとともに、福祉施策等との連携に
より、相談支援体制の充実に努めます。~~
- 精神障がいのある人や、医療的ケアが必要な重度障がいのある人、

いりょうてき け あ ひつよう しょう しょう とう たい ほけん
や医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に対する保健・
いりょう ふくし れんけいたいせい じゅうじつ はか
医療・福祉の連携体制の充実を図ります。

- さっぽろし じつじょう おう のそ いりょうたいせい こうちく む とりくみ すす
札幌市の実情に応じた望ましい医療体制の構築に向けた取組を進
めます。

じゅうてんとりくみ <重点取組>

◆ じりつしえんいりょうひ しきゅう 自立支援医療費の支給

しょう ひと たい しんしん しょう けいげん はか
障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、
じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう いりょう じりつしえん
自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援
いりょうひ てきせつ しきゅう おこな
医療費の適切な支給を行います。

また、じりつしえんいりょう かか てきせい ひょうふたん かた
自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、
しょう ひと いりょうひ ふたんけいげん はか くに
障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に
たい はたら
対して、働きかけていきます。

◆ じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじよせい 重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう ひと たい いりょうひ いちぶ じよせい
重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成する
ことで、じゅうどしんしんしょう ひと ほけん こうじょう きよ
重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与すると
ふくし そうしん はか
ともに福祉の増進を図ります。

◆ いりょうてき け あ ひつよう じゅうしょうしんしんしょう ひと たい ちいき 医療的ケアが必要な重症心身障がいのある人に対する地域 せいかつしえん じゅうじつ けんとう さいけい 生活支援の充実の検討（再掲）

⇒ ペー じさんしょう
20ページ参照

◆ さっぽろ いりょうけいかく すいしん さっぽろ医療計画の推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい
市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会

~~じつげん む いりょうたいせい こうちく きほんりねん いりょう
の実現に向けた医療体制の構築を基本理念とするさっぽろ医療
けいかく もと きほん りねん じつげん む しさく すいしん
計画に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に
と ぐ
取り組みます。~~

◆ さっぽろ医療計画2018の推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん
市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に
む いりょう ほけんしすてむ かくりつ きほんりねん いりょう
向けた医療・保健システムの確立を基本理念とするさっぽろ医療
けいかく もと きほんりねん じつげん む しさく すいしん
計画2018に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に
と ぐ
取り組みます。

基本施策3 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

せいしん しょう づういん せいしんいりょう けいぞくてき よう
精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する
びょうじょう ひと たい づういんいりょう かか じりつしえんいりょうひ
病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の
しきゅう おこな
支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、
障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に
対して働きかけていきます。

◆精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診
に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科
当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な
推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図
ります。

◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を一人でも
多減らすため、面談や電話による相談支援、市民一人ひと
りが「ゲートキーパー」(*)になることを目指した人材養成等の
各事業を行います。

※ ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援
につなげ、見守る人のことです。特別な資格はいりません。

◆精神科救急医療体制の安定的提供

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医
療を受けることができるよう、整備された精神科救急医療
体制の安定的な維持と提供に努めます。

- ◆ さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進（新規）
 関係機関や市民からの依頼を受け、より適切な医療機関等を案内
 （コンシェルジュ）します（さっぽろ子どものコンシェルジュ事業）。
 また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について全体管理を
 行うとともに、研修会を実施するなど、医学的支援・人材育成を行います
 （さっぽろ子どものこころの連携チーム事業）。

基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活を
 していけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた
 相談支援体制の充実を図ります。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民
 へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、関係
 機関と連携しながら、制度周知を図ります。

＜重点取組＞

- ◆ 特定医療費（指定難病）医療費助成
 難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持
 向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。
- ◆ 難病相談支援センター事業
 難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や

じょげんとく おこな なんびょうそうだんしえんせんたー せっち
助言等を行 う 難病相談支援センターを設置します。

◆ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

ざいたく じんこうこきゅうき しょう なんびょうかんじゃ ひつよう かんご
在宅で人工呼吸器を使用している 難病患者が必要とする看護に
ついて、診療報酬とは別に訪問看護を実施することにより、在宅
療養を支援するとともに、適切な医療の確保を図ります。

◆ 札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）

さっぽろしなんびょうかんじゃとうちいきしえんたいさくすいしんじぎょう いちぶしんき
難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養
支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に
関する専門の医師、理学療法士等による相談事業を実施します。

また、平成30年度中に、難病患者の支援体制の整備等について、関係
機関にて協議を行 う 難病対策地域協議会を設置します。

◆ 難病患者等地域啓発事業

なんびょうかんじゃとうちいきけいはつじぎょう
難病患者やその家族等が、難病に関する知識や技術を習得することに
より、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。

~~かんれんけいかく ぶんや ほけん いりよう
関連計画（分野3：保健・医療）~~

~~さっぽろしこ みらい ぶらん
◆札幌市子ども未来プラン~~

~~いりようけいかく
◆さっぽろ医療計画~~

~~けんこう
◆健康さっぽろ21~~

~~さっぽろしじさつそうごうたいさくこうどうけいかく さっぽろ ぶらん
◆札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）~~